

# Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

# 1

No.182

JAN. | 2014

www.kindai-sales.co.jp

平成26年1月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種郵便物認可  
第16巻第1号通巻182号

# FPが知っておきたい 「信託」大事典

相続の悩みに応える  
処方箋のすべて

連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンズリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

金融資産運用設計/相続・事業承継設計

# 笑顔相続のススメ

## 第10回 もめない遺言書の書き方

遺言書があることよって、相続人の間で争いを混乱させることがあります。

今回ご紹介するのは、87歳で亡くなった母親が手書きの遺言書を残していたケースです。

相続人は、60歳の兄と58歳の妹。母親と兄は、亡くなった父親の跡を継ぎ飲食店を経営していました。妹は結婚し、2人の子がいます。

母親の遺産は、自宅6000万円、

飲食店を運営する会社の株式4000万円、預金1億円の合計2億円でした。

母親の遺言書には「自宅と会社の株を兄に相続させる」とだけ書いてありました。

兄はこの遺言書を読み、次のように遺産分割を考えました。

兄：自宅6000万円+株式4000万円+預金1億円×1/2

妹：預金1億円×1/2=5000万円

母親が指定した自宅と株式は兄が取得し、指定がなかった財産については、法定相続分で分けることが母親の真意であると考えました。

一方、妹は、次のように遺産分割を考えました。

兄：自宅6000万円+株式4000万円+預金1億円

妹：預金1億円

『母は、自宅と株式を兄に相続してほしかったので、あの遺言を残したしたがって、遺言で指定した自宅と株式は兄が相続する。その結果、兄は自宅と株式で、法定相続分である1/2の1億円に達しているので、残りの預金はすべて妹が受けとるこ

とが母の真意である』と考えました。

何度か話し合いを続けましたが、お互いの主張は平行線をたどり、最終的には双方で弁護士を立てて、家庭裁判所での調停となつてしまいました。家庭裁判所で調停の結果は、

『母親の真意が明確でない以上、兄も妹も法定相続分を取得する権利を持つている』とし、法定相続分に近い遺産分割の和解を勧められ、

兄：自宅6000万円+株式4000万円+預金2000万円

妹：預金8000万円

という遺産分割で決着しました。

母親の遺言書には、次の2点についての記載がありませんでした。

①「自宅と会社の株を兄に相続させる。預金は、兄と妹で1/2ずつ分ける」

②「自宅と会社の株を兄に相続させる。預金は、妹が相続する」

母親が亡くなつてしまつた以上、真意は不明です。しかし、残された相続人にとって、①と②の差額は5000万円となり、決して少ない金額ではありません。

遺言書を書く場合には、次の3点に注意をして作成することにより、「争族」を未然に防ぎ「笑顔相続」につながります。

①すべての財産を網羅し、遺産分割協議が必要にならないようにする。

・財産は変動するので定期的に内容の見直しをする。

・すべての財産を網羅することが難しいときは「その他の財産は、〇〇に相続させる」という一文を追加する。

②遺留分を侵害しない内容にする。・どうしても遺留分を侵害しそうな場合には、相続人自ら生命保険などを利用し、代償金を用意する。

③なぜ、そのように引き継いでほしいかという想いを伝える。法定相続分どおりに分けられないから遺言書を書くわけですから、法定相続分を下回る相続人に対する配慮の気持ちを伝えましょう。



**小川 実**  
一般社団法人相続診断協会  
代表理事  
一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える「笑顔相続」のススメ」(ぎょうせい) 発売中。



みんなの笑顔それが私たちの実績です。



合格者  
**7000名**  
突破  
いたしました

笑顔で相続を迎えて頂く為の資格、「相続診断士」を取得しませんか？

# 相続診断士®

「相続診断士」は、一般社団法人相続診断協会の登録商標です。

資格のお申し込みや詳細はインターネットでご確認下さい。

相続診断士

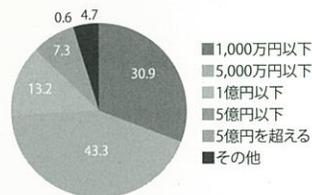
検索

<http://souzokushindan.com>

受験料 36,750 円 (テキスト・講習 DVD・認定料含)

## 「相続診断士®」が不足しています。

日本全体では、1年間で約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」。家計に大きな贈り物となる可能性もありますが、遺族の争いに発展することも多い相続問題。実際に家庭裁判所での相続関連の相談は1年間に約18万件と10年前の2倍に増えています。また、相続はお金持ちだけの問題という誤った認識が、一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。実際、司法統計年報(平成22年度版)によると、紛争件数の74%が相続税と関係ない5000万円以下の遺産分割で採めています。遺産が多いから採めるのではなく、100人いれば100通りの相続があり、どこの家庭にも、きちんと相続に対する準備と助言が必要な時代です。「相続」が「争族」にならない為に、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが「相続診断士」の求められる社会的役割です。まさしくこれからの社会に求められる資格です。



遺産分割・金額別訴訟割合

最高裁判所の「司法統計年報(平成22年)より



※相続診断協会事務局は11月25日より下記に移転致しました。

一般社団法人 相続診断協会 「相続診断士」は、一般社団法人相続診断協会の登録商標です。

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2丁目13番9号ダヴィンチ人形町7階 TEL: 03-6661-9593 FAX: 03-6661-1196